

佐伯市公告第90号

税務書類の送達について

本職が送達すべき次の書類は、当市市民生活部税務課において保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付するので、来庁の上、これを受領してください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月21日

佐伯市長 富高 国子



送達を受けるべき者	送達すべき書類等の名称
土谷 洋	国税徴収法第131条に基づく通知